

大分県県営林 J-クレジット販売公募実施要領

制定 令和 8 年 1 月 23 日

この要領は、大分県が管理する県営林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づき、認証を受け取得したクレジット（以下「県営林 J-クレジット」という。）の販売に関して県営林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）を公募するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1. 概要

- (1) 名称
大分県県営林 J-クレジット販売公募
- (2) 目的
大分県県営林 J-クレジット販売要領（以下「販売要領」という。）第 3 条に基づき、長期協定取引を行うために公募するもの
- (3) 内容
協定の期間及び購入量、応募資格要件、公告方法、公募に関する質問・回答、公募参加の申込、企画提案書の提出、協定締結候補者の選定、協定に関すること

2. 協定期間及び購入量

- (1) 協定期間
協定締結の日を始期とし、令和 8(2026) 年 4 月 1 日から起算して 9 年間以上（協定終期は企画提案により決定し、最長で令和 24(2042) 年 3 月 31 日まで）
- (2) 購入量
購入量については、協定期間内において販売要領に示す販売（予定）量を毎年、全量購入すること

3. 応募資格要件

販売要領第 6 条に基づき、県営林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」）に必要な資格は、次のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 県内に事業所を有する者。なお、本社所在地が県外であっても、県内に拠点（支店・営業所・工場等）を有する場合は含む
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと
- (3) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
- (4) 県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと
- (5) 次の要件のいずれかに該当するものとして、大分県警察本部（以下「県警本部」という。）から排除要請があった者でないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 次のいずれかに該当するもの

- (ア) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- (ウ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
- エ アからウまでに該当するものの依頼を受けて公募に応募しようとするもの
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (7) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする者でないこと
- (8) 県営林 J-クレジットの購入目的が、自らが排出する温室効果ガスのカーボン・オフセットへの利用であること
- (9) 県営林 J-クレジットを購入した場合において、事業者名及び購入数量を県ホームページで公表することに同意すること

4. 公募に関する公告及び担当部署

(1) 公告

公募に係る公告は、大分県のホームページへ掲載する。

<http://www.pref.oita.jp/16220/>

(2) 担当部署

名 称：大分県 農林水産部 森林整備室 県営林管理第二班

所 在 地：〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話番号：097-506-3885

メールアドレス：a16220@pref.oita.lg.jp

5. 質問の受付および回答

本公募に対する質問がある場合は、以下により提出すること。

(1) 提出様式：様式1 「大分県県営林 J-クレジット販売公募 質問書」

(2) 提出期限：令和8年2月2日(月) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法及び提出先：4 (2) に記載のメールアドレスへPDF形式で提出すること。その際の件名は「【法人等名】県営林 J-クレジット販売公募質問書」とすること。

(4) 回答方法:令和8年2月9日(月) 午後3時までに大分県のホームページに一括掲載する。

また、質問に対する回答は、本要領等の追加又は修正とみなす。

なお、質問の内容によっては、回答できない場合もある。

(例：県営林 J-クレジットの単位当たり予定価格など)

6. 参加申込書の提出

本公募に関して参加の意志がある場合は、次により参加申込書及び必要な書類を提

出するものとする。

なお、期限までに提出がない者は、本公募には参加できない。

- (1) 提出様式：様式 2-1 「大分県県営林 J-クレジット販売公募 参加申込書」
 様式 2-2 「大分県県営林 J-クレジット販売公募 参加要件資料」
- (2) 提出期限：令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出方法及び提出先：4(2) に記載のメールアドレスへ PDF 形式で提出すること。
 その際の件名は「【法人等名】県営林 J-クレジット販売公募参加申込書及び参加要件資料」とすること。
- (4) その他の留意事項
 参加申込書等に基づく審査の結果、非該当となった者には、その理由を書面により通知する。なお、非該当者以外の者への通知は行わない。

7. 企画提案書の提出

参加資格者は、販売要領及び本実施要領に基づき企画提案書を作成すること。

- (1) 提出様式：様式 3 「大分県県営林 J-クレジット販売公募 企画提案書」
- (2) 企画提案書の記載事項
 - ア 購入の目的
 自らが排出する温室効果ガスのカーボン・オフセットへの利用に際して、本クレジットを購入しようとする目的について記載する。併せて、他のクレジットの購入実績があれば記載する。
 - イ 財務の状況
 県は、「様式 2-2 大分県県営林 J-クレジット販売公募 参加要件資料の添付書類 (2) 財務諸表」にて財務状況を確認する。すでに提出されている財務諸表が当企画提案書提出時までに変更されている場合は、最新のものを添付すること。
 - ウ 単位当たり価格に関する記載
 単位当たり価格（税抜）を円単位で記載すること。
 また、単位当たり価格（税抜）に各年度における消費税及び地方消費税を加算したものを売買単価とするので留意すること。
 なお、県が設定する予定価格（非公表）未満の場合は、選定の対象としないものとする。
 - エ 協定の期間
 協定を締結する期間について、令和 8 年度から起算して、希望する終了年度までの期間を年単位で記載する。
 なお、県は長期協定として 9 年間以上を条件としていることから提案年数が 8 年以下となる場合は選定の対象としないものとする。
 - オ その他森林整備等に関すること
 県営林 J-クレジットは、地方自治体が認証を受けた公益性の高いクレジットであり、県は、クレジット収益を県営林の森林整備に活用するとともに、その使途について明確にする。このことについて、購入者側として、上記の森林整備の実績を PR をするなどの業務の目的に沿った提案事項や、今回の県営林 J-クレジットの購入に際して、別途取り組まれている事項があれば記載する。
- (3) 企画提案書作成（記載）上の留意事項
 - ア 企画提案書の提出は、提出者一者につき 1 提案とする。
 - イ 企画提案書の様式は定められた事項が網羅されている範囲で、様式及び枚数の

変更は可能とする。なお、提出する用紙の規格はA4版とし、図面等を使用する場合はA3版横も可とする。

ウ 文章を補完するために、写真、イラスト等を使用してかまわない。ただし、企画提案書への挿入・貼付によるものとし、別添資料としての提出は認めない。

- (4) 提出期限：令和8年2月24日(火)午後5時まで(必着)
- (5) 提出方法及び提出先：4(2)に記載のメールアドレスへPDF形式で提出すること。
その際の件名は「【法人等名】県営林J-クレジット販売公募企画提案書」とすること。
- (6) 企画提案書に対するプレゼンテーション等の機会は設けていないので留意すること。

8. 協定締候補者の選定

(1) 大分県県営林J-クレジット販売公募選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次項の評価基準に基づき企画提案書の内容を評価し、評価点の合計が高い順に協定締候補者を選定する。

なお、委員への不正な接触等を防止するため、委員の構成は選定委員会の終了まで非公開とする。

(2) 評価基準

以下のとおりの評点により実施する。

ア 各評価に点数をつけ、100点満点として評価を実施する。

イ 配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点
購入の目的に関する評価	6
財務の状況に関する評価	10
単位当たり価格に関する評価	40
協定の締結期間に関する評価	40
その他森林整備等に関する評価	4
合計	100

ウ 小数点以下の端数が発生した場合は、すべて合算前に切り捨てるものとする。

エ 同点となった場合は、「単位当たり価格に関する評価」の高い順に上位者を決定する。

オ 全ての評価項目の点数が同一である場合は、くじ引により上位者を決定する。

(3) 評価方法

各評価における評価方法は、次のとおりとする。

ア 購入の目的に関する評価【配点：6点】

自らが排出する温室効果ガスのカーボン・オフセットへの利用に際して、本クレジットを購入しようとする目的について記載されているか。また、他のクレジットの購入実績の有無について併せて評価する。

イ 財務の状況に関する評価【配点：10点】

(ア) 短期的な財務状況は安定しているか(流動化比率)

0～39%：1点、40～79%：2点、80～119%：3点、120～159%：4点、160%以上：5点

(イ) 長期的な財務状況は安定しているか(自己資本比率)

0～9%：1点、10～19%：2点、20～29%：3点、30～39%：4点、40%以上：5点

ウ 単位当たり価格に関する評価【配点：40点】

参加資格者による提案のうち、最も高い価格の提案（最高価格）を満点（40点）とし、次点以降は、以下の式により評価点を算出する。

なお、県が設定する予定価格（非公表）未満の場合は、選定の対象としないものとする。

式： 評価点=40×(提案の単位当たり価格÷最高価格)

《計算例》最高価格が 20,000円の場合

参加資格者	A社(最高割合)	B社	C社
単位当たり 提案価格 (円/t-CO ₂)	20,000	15,000	10,000
評価点	40点(満点)	30点	20点

エ 協定の締結期間に関する評価【配分：40点】

協定締結期間について、以下の式により評価点を算出する。

なお、県は長期協定として9年間以上を条件としていることから、提案年数が8年以下となる場合は選定の対象としないものとする。

式： 評価点=(提案の協定年数-8年)×5点

【例】提案協定年数10年の場合 (10年-8年)×5点=10点

提案協定年数16年の場合 (16年-8年)×5点=40点(満点)

オ その他森林整備等に関する評価【配分：4点】

企画提案書の評価は、以下による。

評価項目	評価の視点	配点
その他森林整備等に関すること	県営林J-クレジットは、地方自治体が認証を受けた公益性の高いクレジットであり、県は、クレジット収益を県営林の森林整備に活用するとともに、その使途について明確にする。このことについて、購入者側として、上記の森林整備の実績のPRをするなどの業務の目的に沿った提案事項や、今回の県営林J-クレジットの購入に際して、別途取り組まれている事項が記載されているか。	4点

(4) 結果の通知と公表

選定の結果については、選定委員会実施の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日は含めない。）以内に、電子メールにより全ての参加資格者に通知するとともに、大分県のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/16220/>）を通じて以下の事項を公表する。

ア 業務の名称

イ 協定締結候補者の名称及び総合点

ウ 参加資格者名及び得点を点数順に記載

9. 協定の締結等

県は、協定締結候補者として選定された者と、事業の実施に必要な事項について速やかに協議し、販売要領第9条に基づく売買協定の締結を行う。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含むものとし、本協定の権限を第三者に委譲することは承認しない。

なお、候補者として選定された者が正当な理由なく協定を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、選定において順位付けされた上位の者から順に協定内容に関する協議等を行った上で、協定を締結することとする。

本協定期間中に購入者において資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、協定に基づく業務及び債務の履行が困難になる恐れがあると認められる場合、県は本協定を一方的に解除できるものとし、その時点における全債務の弁済を求めるものとする。

また、購入者の責に帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害につき賠償の責に任ずるものとし、県は損害賠償（弁護士費用を含む）を請求できるものとする。

10. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用、参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本公募の実施にあたり、説明会は実施しない。
- (3) 参加申込書及び企画提案書は、選定及び説明を行うため、複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出された書類等は、参加資格者に無断で本公募以外に使用しない。
- (6) 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合は失格とし、当該企画提案等は無効とする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て企画提案者が負うものとする。
- (8) 提出書類は、その各提出期限までの間において修正を認めるものとする。その場合は、改めて修正した書類一式を提出することとし、修正に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (9) 参加資格者が一者のみの場合も所定の選定を行い、評価点の合計が配点の合計の6割を超えると判断される場合は協定締結候補者とすることがある。
- (10) 購入者の該当がなかった場合は、再度公募を行う。
- (11) 企画提案書提出後に辞退する場合は、その旨を書面（任意様式）に記載し、代表社印を押印の上、提出すること。
- (12) 本公募のスケジュール
 - 令和8年1月26日（月）公告（公募開始）
 - 令和8年2月2日（月）質問書の提出期限
 - 令和8年2月9日（月）質問への回答
 - 令和8年2月16日（月）参加申込書の提出期限
 - 令和8年2月24日（火）企画提案書の提出期限
 - 令和8年2月下旬 選定委員会の開催、審査の実施（予定）
 - 令和8年3月上旬 選定結果の公表・通知発送（予定）

令和 8 年 3 月下旬 協定締結（予定）